

第17節 興 行

第1 在留資格の審査

1 興行の在留資格について

我が国が「興行」の在留資格を設けて興行活動に従事する外国人を受け入れているのは、外国の文化に接する機会を提供し、文化交流を推進することにより国際理解を増進し、また、我が国の文化、スポーツの振興・向上等に寄与し、国民の娯楽としても有益なことなどによる。

他方、我が国社会には、興行の在留資格で在留する外国人を申請内容とは異なる活動に従事させて事実上安価な労働力として使い、利益を得るなどの団体や個人も依然として少なくない。しかもそれに際して人身取引が行われる事件も散見される。

「興行」の在留資格に係る審査においては、外国人が興行活動を適法、適正に行い、また行い得るものであることを確認することが必要であり、不正な利益を得ようとして外国人を招へいしようとする団体・個人を排除することが必要である。以上のような観点から、在留資格該当性及び上陸基準適合性を判断する。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「興行」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）

具体的には、次の（1）の興行に係る活動及び（2）のその他の芸能活動が該当する。ただし、これらの活動に該当する場合であっても、在留資格「経営・管理」に係る活動に該当するときは、同在留資格に該当し、興行の在留資格の対象とはならない。

- (1) 「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動」とは、興行の形態で行われる演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏、スポーツ、サーカスその他のショー等に出演する活動及び出演はしないがこれらの興行を行う上で重要な役割を担う芸能活動及び出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者としての活動が該当する。

(注1) 「興行」とは、特定の施設において公衆に対して演劇、演芸、演奏、スポーツ、サーカスその他のショー等を見せ又は聞かせることをいい、バー、キャバレー、クラブ等に出演する歌手等としての活動もこれに含まれる。

(注2) 「興行を行う上で重要な役割を担う芸能活動」とは、振付師、演出家等の出演をしないが独立して行う興行に係る重要な芸能活動であり、これらの活動を行う

者も「興行」の在留資格の活動に該当する。

(注3)「出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者としての活動」とは、例えば、マネジャー、演劇の照明係、サーカスの動物飼育係員、スポーツ選手のトレーナーなどとしての活動がある。

(注4)興行の形態で行われる演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏等の活動は、芸術上の活動であっても「芸術」の在留資格ではなく「興行」の在留資格に該当する。例えば、公演を行うオーケストラの活動は、芸術家といえる場合であっても、公衆に聴かせ又は見せることを目的とすることから、その活動は「興行」の在留資格に該当する(法別表第一の一の表の芸術の項の下欄括弧書き)。

(2)「その他の芸能活動」には、興行の形態で行われるものではない芸能活動が広く対象となるが、基準上列挙されているものは、商品又は事業の宣伝に係る活動、放送番組(有線放送番組を含む。)又は映画の製作に係る活動、商業用写真の撮影に係る活動、商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動である。

(注)「その他の芸能活動」にも、いわゆる外国人が芸能活動を行うに当たってその存在が必要不可欠な者(映画や商業用写真の撮影を行うカメラマン、商業用レコードの録音技師等)の活動が含まれる。また、外国人のモデルや俳優がいない場合でも、ファッションショーにおけるデザイナーや映画監督などのように、当該活動が独立して行い得るものであれば、「その他の芸能活動」として「興行」の在留資格に該当する。

なお、本邦の公私の機関との契約が不可欠ではないので、外国の映画会社等から派遣された撮影隊が本邦において撮影のみを行う場合や外国のプロダクションに所属する歌手が同プロダクションと本邦の公私の機関との契約に基づいて本邦でレコーディングをする等の場合もこれに該当することになる。

3 要件の整理

(1) 本人の能力等

ア 本人の「経歴」又は「学歴」から興行活動を行う能力を有していることを判断する。

(ア) 基準1号に該当する活動に従事する場合は、基準1号イただし書きに該当するものの除き、基準1号イ(2)又は(3)に該当すること。

(イ) 基準1号イただし書、基準2号若しくは3号に該当する興行若しくは興行に係る活動又は基準4号の芸能活動に従事する場合は、上陸基準省令には要件が定められていないので、「経歴」等により判断する。

イ 「報酬額」から興行活動を行うに相応な能力を有していることを判断する。

(ア) 基準1号の興行活動又は興行に係る活動に従事する場合は、月額20万円以上の報酬を受けることが要件とされている。

(イ) 基準3号の興行若しくは興行に係る活動又は基準4号の芸能活動に従事する場合

は、日本人が受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが要件とされている。

(ウ)「興行」の在留資格の活動は、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等の在留資格と異なり、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う」との規定はなく、本邦の公私の機関との契約に基づくことが要件とはされておらず、基準省令第1号に該当する活動のみ「本邦の機関との契約に基づいて」又は「主として外国の民族料理を提供する飲食店（括弧内略）を運営する機関との契約に基づいて」行うことが要件とされている。したがって、外国の会社等と専属契約を行っている芸能人が本邦においてショーを行う場合や、外国のスポーツ団体に所属するプロのスポーツ選手などが本邦において試合に出場する場合などは、外国人個人と本邦の機関との契約がないことが多いが、このようなときの報酬については、契約書等により、芸能人や選手に支払われることとなる金額が要件に適合することを確認する。

ウ 芸能人の中には年少者が含まれていることがあり、特に18才未満の者の場合は必要に応じて親権者の同意があることを確認する。

(2) 興行契約機関及び出演施設の適格性

ア 興行契約機関が外国人を受け入れて興行活動を適正に行う体制を整えていることを判断する。

(ア) 基準1号に該当する場合は、同号口本文に規定する興行契約機関については、適切な報酬を外国人に支払うことのほか、基準1号口(1)から(4)までの体制を整えていることを確認する。この場合、(2)の「5名以上の職員を常勤で雇用していること」及び(4)の過去3年間の芸能人に対する報酬を全額支払っていることの要件については、慎重に審査する。

(イ) 基準1号口ただし書きのいわゆる民族料理店が興行契約機関となっている場合については、基準1号口(1)から(4)までの体制は要件とされていない。

イ 芸能活動が適正に行われるためには、興行契約機関のみならず、出演施設の体制も整っている必要がある。

なお、出演施設を運営する機関と興行契約機関とが同一である場合も、上記施設としての要件にも適合することが必要である。

(ア) 基準1号ハただし書きに該当する施設以外の施設で基準1号の興行を行う場合は、基準1号ハ(1)から(6)までのいずれにも適合することが求められる。

(イ) 基準1号ハただし書きに該当する施設での活動の場合は、基準1号ハ(6)に適合することが求められる。

ウ 基準3号に該当する興行及び4号に該当する芸能活動については、本人の経歴、興行契約機関及び出演施設について、特段の要件は設けられていない。

(3) 申請内容の信ぴょう性

いずれの興行に係る活動又はその他の芸能活動に従事する場合であっても、申請内容

の信ぴょう性について十分に確認する。特に、過去に提出された経歴に係る書類との矛盾の有無及び興行契約機関の実態例えば職員の常勤性などについて慎重な審査をすべきことに留意する。

4 基準

一 申請人が演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合は、二に該当する場合を除き、次のいずれにも該当していること。

イ 申請人が従事しようとする活動について次のいずれかに該当していること。ただし、当該興行を行うことにより得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき500万円以上である場合は、この限りでない。

(1) 削除

(2) 外国の教育機関において当該活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと。

(3) 2年以上の外国における経験を有すること。

ロ 申請人が次のいずれにも該当する本邦の機関との契約（当該機関が申請人に対して月額20万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されているものに限る。以下「興行契約」という。）に基づいて演劇等の興行に係る活動に従事しようとするものであること。ただし、主として外国の民族料理を提供する飲食店（風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設を除く。）を運営する機関との契約に基づいて月額20万円以上の報酬を受けて当該飲食店において当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、この限りでない。

(1) 外国人の興行に係る業務について通算して3年以上の経験を有する経営者又は管理者がいること。

(2) 5名以上の職員を常勤で雇用していること。

(3) 当該機関の経営者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(i) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(ii) 過去5年間に法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

(iii) 過去5年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は法第4章第1節若しくは法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは

提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくは助けた者

(iv) 法第74条から第74条の8までの罪又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第6条から第13条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 過去3年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていること。

ハ 申請に係る演劇等が行われる施設が次に掲げるいずれの要件にも適合すること。

ただし、興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が当該施設において申請人以外にいない場合は、(6)に適合すること。

(1) 不特定かつ多数の客を対象として外国人の興行を行う施設であること。

(2) 風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設である場合は、次に掲げるいずれの要件にも適合していること。

(i) 専ら客の接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）に従事する従業員が5名以上いること。

(ii) 興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が客の接待に従事するおそれがないと認められること。

(3) 13平方メートル以上の舞台があること。

(4) 9平方メートル（出演者が5名を超える場合は、9平方メートルに5名を超える人数の1名につき1.6平方メートルを加えた面積）以上の出演者用の控室があること。

(5) 当該施設の従業員の数が5名以上であること。

(6) 当該施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の経営者又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(i) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(ii) 過去5年間に法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

(iii) 過去5年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は法第4章第1節若しくは法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは

提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくは助けた者

(iv) 法第74条から第74条の8までの罪又は売春防止法第6条から第13条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(v) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(1) 基準1号イについて

ア 要件の内容

(ア) 基準1号イは外国人芸能人本人の能力に関する要件を規定している。ただし、この本人の能力については、当該興行によって得られる芸能人本人の報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき500万円以上ある場合は、適合することを求められない。

（注）ただし書きに該当する場合は、仮に基準1号イの(2)又は(3)に規定するような学歴や経験がないとしても、芸能人としての能力が備わっているものと考えられる。

(イ) 要件としては、①外国の教育機関において我が国で行おうとする興行に係る活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと、②2年以上の外国における経験を有すること、のいずれかを満たすことが必要である。

(ウ) 基準1号に該当する芸能人本人のマネージャーなど、上記2(1)に規定する「補助者」については、基準上明確に学歴又は経歴の要件の適用を除外する規定はないが、趣旨から言って、これらの要件は出演者又は興行を行う上で重要な役割を担う芸能人に係る規定であり、したがって、その者が興行を行う上で必要不可欠な活動に従事することが確認されることが必要であるが、一方で出演者が基準1号イの(2)又は(3)に適合すれば、補助者は当該基準に適合することは要しない。

イ 用語の意義

(ア) 基準1号イ(2)の「外国の教育機関」

その国・地域における学校教育制度において正規の教育機関とされているものであり、かつ、原則として、義務教育修了後に入学するものをいう。したがって、歌謡、舞踊等のレッスン教室や塾などで個人的に師事したといった場合は除かれる。また、「当該活動に係る科目」とは、活動の名称と科目の名称の異同にかかわらず、その活動に関する能力・資質を涵養するに足る科目という意味である。

なお、「2年以上の期間」については、2年課程のコースであれば足り、例えば「2010年9月から2011年7月まで本校で舞踏を専攻し卒業した」旨の記載がある卒業証明書の提出があった場合は、実質的に2年に満たないが、特段の疑義のない限り、当該要件に適合するものとして取り扱う。

(イ) 基準1号イ(3)の「2年以上の外国における経験を有すること」

職業芸能人として興行に係る活動に実際に従事していた経験が2年以上あることをいい、継続性なく単発的に、又は芸術若しくは芸能に関連性を有しない職業活動を営む一方でその余暇を利用した形で興行に係る活動を行っていた経験は含まれない。また、基準1号イの(2)と(3)の要件は、それらのいずれかに適合することが必要であり、学歴と経験の合計で2年で適合するとはいえない。例えば、1年間の科目の専攻と1年間の外国における実務経験とを合わせて2年であるというような場合には、この要件には適合しない。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書の「申請人の経歴」欄の記載並びに立証資料の「経歴書」及び「活動に係る経歴を証する文書」により、基準1号イの(2)又は(3)の経歴要件を満たしていることを確認する

(注) 基準1号イただし書きに該当する興行であるか否かについては、申請書の「報酬」欄の記載や立証資料の「興行契約(予約)書写し」により確認する。

(イ) 上記(ア)の信ぴょう性の確認のため、過去に入国歴がある場合は、FEIS等に記録されている過去に提出された経歴書等の内容と一致するか確認する。

(ウ) 上記(ア)の記載及び資料の信ぴょう性に疑義がある場合、職業を証明することのできる文書として、本国における芸能人としての活動期間中の個人事業所得等の納税に係る領収書(写し)又は社会保険加入事実等に関する資料等の提出を求める。

(エ) 上記(ア)から(ウ)までの確認により経歴に疑義が生じた場合は、申請人に説明を求め、合理的理由を示すことができないときは、基準1号イの要件に適合しないものとする。

(2) 基準1号ロについて

ア 要件の内容

(ア) 一般的にプロダクションと呼ばれる機関やいわゆる自店招へいの場合の「興行契約機関」の要件及び興行契約機関と外国人芸能人との間の契約(興行契約)について定めたものである。

(イ) 申請人が、主として外国の民族料理を提供する飲食店(風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設を除く。)を運営する機関との契約に基づいて、月額20万円以上の報酬を受けて、当該飲食店において、当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、基準1号ロ本文の規定(ロの(1)から(4)を含む。)は適用されない。ただし、当然のこととして、当該飲食店が当該民族音楽に係る芸能人を雇用するに際して適正な受入れがなされることが前提として必要である。

(ウ) 興行契約機関については、以下の要件が規定されている。

① 適正な業務を行うためのマネジメントの能力として外国人の興行に係る業務経

験に関する要件

- ② 労務管理等所属芸能人の活動の管理を適正に行うための常勤職員の人数に関する要件
- ③ 経営者又は常勤職員に以下の行為、犯歴等がないことの要件
 - i 人身取引等、不法就労助長等（法第24条の3号の4のイからハまでに掲げる行為）
 - ii 過去5年間に虚偽申請のための偽造文書の作成、交付等に関与したこと
 - iii 入管法の集団密航に係る罪（第74条から74条の8までの罪）又は売春防止法違反（第6条から第13条までの罪）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないこと
 - iv 暴力団員でないこと又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること
- ④ 過去3年間に外国人芸能人との間で締結した興行契約に基づいて報酬の全額を支払っていることの要件
- ⑤ 月額20万円以上の報酬を支払う義務を負うことが契約上明示されていることの要件

イ 用語の意義

(ア) 「主として外国の民族料理を提供する飲食店」

外国において考案され我が国において特殊なものとされているスペイン料理、中国料理、タイ料理などの外国料理の分野において、相応の実績及び評判を有するものをいう。

(注) 「技能」の在留資格に係る基準1号に適合する調理師を雇用する程度の業務を行っている飲食店がこれに該当する。

(イ) 「当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動」

その飲食店において提供される民族料理に関連する民族音楽に係る活動をいい、この活動を行う者については、その国籍や出身地を問わず、基準1号イの要件に適合し、かつ、当該民族音楽に係る興行活動についての資格、学歴又は経験を有していることが必要である。

(ウ) 基準1号のロ(3)(i)及びハ(6)(i)の「人身取引等」

法第2条第7号に定義されている行為をいう。

(注) 具体的には、①営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、収受し、輸送し、若しくは蔵匿する行為、②①に掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、18才未満の者を自己の支配下に置く行為、③①に掲げるもののほか、18才未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する

加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該18才未満の者を引き渡す行為、をいう。

(エ) 基準1号のロ(3)(ii)及びハ(6)(ii)の「過去5年間に……いずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者」

- ① 当該行為により処罰されたことを要せず、行為があったという事実が認められれば足りる。
- ② 「過去5年間に」とは、上陸申請に対する処分時から遡って過去5年間という意味であるが、上陸申請前に在留資格認定証明書交付申請に対する処分が行われることから、同申請に対する処分の時点から遡って過去5年間に不法就労への関与行為の事実がある場合は、原則として、同証明書交付の要件を満たさないものとして取り扱う。
- ③ 「唆し」とは、未だ不法就労助長行為等をすることを決意していない者をしてそれを実行する意思を生じさせることをいう。
- ④ 「助けた」とは、ある者が不法就労助長行為等をする場合にこれに加担して不法就労助長行為等を容易ならしめることをいう。

(オ) 基準1号ロ(3)(iii)の「過去5年間に当該機関の事業活動に関し」

「当該機関の事業活動に関し」とは、「当該興行契約機関の事業活動に関し」という意味であり、特定の機関における行為が対象となる。したがって他の機関において上記行為を行ったことが確認された場合には、これをもって基準不適合とはならない。

なお、同一の機関であるかは実質的に判断する必要があるが、形式的に別法人であっても、単なる社名変更等実質的に事業の継続性、一体性の認められる範囲内である場合については、同一機関での行為と認められる。

(カ) 基準1号のロ(3)(iv)及び同(v)並びにハ(6)(iv)及び同(v)の「5年を経過しない者」

5年を経過していないかどうかを判断する基準については、前記(エ)②と同様である。

(キ) 基準1号ロ(3)(v)の「暴力団員」

この要件に適合するか否かの確認は、当該事実を把握している関係機関への照会で得られる回答による。

(注) 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいい、暴力団とは、その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体をいう(同条第2号)。暴対法第3条の規定による指定を受けた暴力団(いわゆる指定暴力団)の構成員であるか否かを問わない。

(ク) 基準1号口(4)の「過去3年間に締結した興行契約に基づいて……報酬の全額を支払っていること。」

① 「過去3年間に」とは、上陸申請に対する処分時から遡って過去3年間という意味であるが、上陸申請前に在留資格認定証明書交付申請に対する処分が行われることから、同申請に対する処分の時点から遡って過去3年間に締結した興行契約に基づいて報酬の全額を支払っていない場合は、原則として、同証明書の交付の要件を満たさないものとして取り扱う。

(注) 報酬支払いの確認の対象となる者は、「過去3年間に興行の在留資格をもって在留した外国人」ではなく、「過去3年間に締結した興行契約に基づいて興行契約機関から報酬の支払いを受けるべき立場にあった外国人」である。

② 「報酬の全額を支払っている」とは、未払いの報酬が存在しないことを意味する。なお、支払期日に支払いがなされていなくても、処分時まで全額を支払っていればよい。したがって、申請に当たって、その直前に過去の未払いの報酬をまとめて支払うこと（いわば駆け込み支払い）でも、それにより未払いが解消されれば、「全額を支払った」ものとなる。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書の「興行又は芸能活動の内容」欄の記載により、申請人の活動が基準1号に該当するものであること及び「適用される基準の区分」が同項目の①又は②のいずれに該当するかを確認する。

(イ) 申請書の「就労予定期間」欄の記載が下記5に適合することを確認する。

(ウ) 申請書の「契約機関」欄の記載と立証資料の「登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）」により興行契約機関の所在地及び業務内容を確認する。

併せて「直近の損益計算書」の売上高欄や売上原価欄により当該興行契約機関が真に営業活動を行っていること、興行契約機関の職員及び興行契約機関が雇用する芸能人への報酬の支払いが可能であることを確認する。この際、当期利益欄や経常利益欄の損失により経営が赤字であることをもって営業活動を行っていることに疑義があるものとは取り扱わないが、外国人を受け入れた後営業活動が悪化し、特に報酬の支払いが行われない事態が発生することを防がなければならないので、「その他の興行契約機関の概要を明らかにする資料」として、例えば過去数年に遡っての法人税の納付状況を確認するなどをもって健全な経営が行われることを確認する。

(エ) 申請書の「報酬」欄の記載と立証資料の「興行契約（予約）書」写し及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により、月額20万円以上の報酬が支払われることを確認する。その際、支払額のみならず、社会保険の天引きがある場合はその金額等の詳細を明らかにしておく（在留中資格外活動の疑いが生じた際の

参考とするため)。

なお、興行契約は、申請人と本邦の機関との間の契約であり、当該機関が月額20万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されていれば、その名称の如何を問わない。

(注) ① 「興行契約(予約)書」については、入国以前には通常雇用契約は締結されていないので、契約の予約としてのものであっても差し支えない。

なお、労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき労働者には労働条件を明示する文書が交付されることとなっており、これをもって代えることができる。

② 例えば、申請人が所属する本邦外の団体と本邦の機関との間に契約があるだけでは、興行契約には該当しない。

③ 報酬が外貨により支払われる場合は、申請時点の外国為替レートを参考にして日本円に換算する。

④ 外国人本人が我が国法令上直接に負担すべき所得税及び社会保険料は報酬額に含まれる。

⑤ 外国人本人が本来的に負担すべき食費、宿泊費その他の公演活動以外の個人的な日常生活に要する費用を報酬からいわゆる「天引き」する場合には、天引きは原則として税金、社会保険料等に限定されるという労働基準法第24条第1項の規定の趣旨に抵触していないか注意する。

したがって、雇用契約の中で「天引き」の旨の規定がある場合には、具体的に食費等として天引きされる予定金額が別途明示されていなければならない。また、いったん支払った報酬から別に徴収するという場合であっても、徴収される予定金額が明示されていなければならない。いずれの場合においても、天引き又は徴収される費用(特に食費や宿泊費)については社会通念に照らして妥当な金額の範囲内であり、かつ、実費の範囲内のものでなければならない。

このような天引き又は徴収される費用がある場合には、これら費用の根拠及び明細(実費の範囲内であることの証明を含む。)の提出を求め、かつ、このことについて外国人芸能人が明確な形で了解していることが立証される必要がある。

⑥ 労働基準法上の労働者とされる場合には、賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない(労基法第24条第2項)。

⑦ 報酬が日割りで支払われる場合や公演期間が1月に満たない場合には、月額に換算して20万円以上となる額であればよい。

(エ) 申請書の「契約機関(6)及び(7)」欄の記載、立証資料の「常勤の職員名簿」及び「従業員の経歴書」で基準1号口の(1)及び(2)の要件に適合していることを確認する。

① 職員の常勤性については、賃金台帳で確認する。

(注) 賃金台帳は、労働基準法第108条により、「使用者は、各事業所ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払いの都度遅滞なく記入しなければならない。」とされ、かつ、同台帳は労働者名簿等労働関係に関する書類とともに、3年間保存することが義務づけられている(同法第109条)。賃金台帳には、労働日数、労働時間、基本給等のほか、各種保険、所得税、住民税の金額が記入されることとなっている。

- ・ 賃金台帳が作成されていない者は常勤職員とは認められない。なお、賃金台帳を作成していない会社から、作成が免除されている旨の申立があったときは、その根拠についての説明とともに、根拠となる法令・条約や取扱い等が記載された関係資料の提出を求めた上で、賃金台帳が作成されていないことに正当な理由が認められる場合は、賃金台帳以外の資料を求めて確認することとなる。
- ・ 2か所以上から給与の支払いを受けていて、主たる収入が別にあることから興行契約機関において賃金台帳が作成されていない場合については常勤職員とは認められない。

② 外国人の興行に係る業務について通算して3年以上の経験を有する経営者又は管理者については、自局又は他局で保管する記録を確認するなどして要件適合性を確認する。

(オ) 申請書の「契約機関(9)」欄及び立証資料の「契約機関の経営者及び常勤の職員が基準1号口(3)のいずれにも該当しないことを申し立てる書面」により口(3)の要件に適合していることを確認する。

(注) [Redacted]

- ① [Redacted]

- ② [Redacted]

③

(カ)

(キ) 申請書の「契約機関(10)」欄の記載及び立証資料の「契約機関が過去3年間に締結した興行契約に基づいて外国人に支払義務を負う報酬を全額支払っていることを証する文書」により基準1号口(4)に適合していることを確認する。

(注)

(ク) 「主として外国の民族料理を提供する飲食店」が新規に開店する飲食店の場合には、第9節第2の3(1)エの「新規設立事業」を参考に、事業計画の具体性、合理性、実現可能性、事業所(施設)の確保の状況、営業許可の取得状況、年間売上見込み等により、当該事業の継続性が見込まれるものであることを要する。

(3) 1号ハについて

ア 要件の内容

(ア) 基準1号に該当する興行に係る活動に従事する外国人が活動する施設の要件を定めたものである。

なお、当該施設において興行に係る活動に従事する者が申請人以外にいない場合は、基準1号ハの(1)から(5)までの要件に適合することは求められない。

(イ) 基準1号ハ(1)は、出演する施設が一般人に利用可能なものであることを要件とする規定である。

(ウ) 基準1号ハ(2)は、風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設を出演先とする場合に加重される要件である。

(注) 風営法第2条第1項第1号は、キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を定めている。

(エ) 基準1号ハ(3)及び(4)は出演施設の舞台面積及び控室面積に関する要件である。

(オ) 基準1号ハ(5)は出演施設の従業員の人数要件である。

(カ) 基準1号ハ(6)は出演施設を運営する機関(運営機関)の経営者又は出演施設に係る業務に従事する常勤の職員の欠格事由に関する規定である。

イ 用語の意義

(ア) 「不特定かつ多数の客を対象」

少数のメンバーに限定した排他的な会員しか入れない「会員制クラブ」などの施設は、この要件に適合しない。ただし、企業が従業員やその家族又は顧客等に対するサービスとして一時的に企画するもの(例えば、企業内のレクリエーションの一環として、又は百貨店やクレジットカード会社による得意先・優待客向けサービスのために、一般的に施設において公演を実施しようとするもの)やホテル・旅館が宿泊客を対象としてそれらの施設において実施するものは、この要件に適合する。

(イ) 「接待」

風営法上の「接待」の概念と同一であり、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう(風営法第2条第3項)。風営法上の接待の定義、主体、判断基準については、後掲「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」のとおり。

(注) 客席等において客の接待に従事する行為や接待以外でも接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為は、たとえ、公演を行っていて、その幕間の時間帯に行ったものであっても、「興行」の在留資格に属する活動ではなく、これらの行為が報酬の対象となっていると認められれば、資格外活動に当たる。なお、歌唱や舞踊などの公演が現に行われている最中又は開演直後・終演直後の時間帯に客から花束やチップをもらう行為、握手あるいは簡単な挨拶を交わす行為等儀礼にわたるものと認められる行為は、社会通念上、公演そのものに付随する行為であり、「興行」に係る活動に含まれる。

(ウ) 「風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設をいう（上記ア（ウ）（注）参照）。

（エ）「当該施設を運営する機関」

出演施設を運営する団体又は個人をいう。例えば、出演施設が個人経営の場合は当該経営者が、ある法人がその事業活動の一環として運営している店舗の場合は当該法人が、これに当たる。

（オ）基準1号ハ（6）（iii）の「過去5年間に当該機関の事業活動に関し」

「当該機関の事業活動に関し」とは、「当該出演施設を運営する機関の事業活動に関し」という意味であり、同一機関における行為が対象となる。したがって他の機関において上記行為が確認された場合には、これをもって基準不適合とはならない。

なお、同一の機関であるかは実質的に判断する必要があり、形式的に別法人であっても、単なる社名変更等実質的に事業の継続性、一体性の認められる範囲内である場合については、同一機関での行為と認められる。

ウ 審査のポイント

（ア）申請書の「出演施設」欄の記載と立証資料の「運営機関に関する登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）」により出演施設の運営機関の所在地と業務内容を確認する。

併せて、「直近の損益計算書」の売上高欄や売上原価欄により、当該運営機関が真に営業活動を行っていることを確認する。この際、経営が赤字であることをもって営業活動を行っていることに疑義があるものとは取り扱わないが、外国人の出演施設が途中で閉鎖され、興行が行えなくなるようなことは望ましくないので、「その他の施設の概要を明らかにする資料」（例えば事業計画書など）をもって安定した運営が行われていることを確認する。

（イ）立証資料の「営業許可書の写し」で風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設であるか及び当該施設が適法な営業許可を取得していることを確認する。

（ウ）申請書の「従業員数」及び「施設における客の接待」欄の記載及び立証資料の「従業員名簿」で従業員数及び専ら客の接待に従事する従業員が5名以上いること（風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設である場合。以下同じ。）の要件に適合していることを確認する。

① 基準1号ハ（2）iの「従業員」とは、一般に社交員、フロアレディ、ホステス、ホスト等と称される客の接待に専念する者をいい、キャッシャー、ウェイター、ウェイトレスなどの業務に通常従事する者は含まない。また、個々の従業員は常勤である必要はないが、出演施設を運営する機関が直接に雇用するものであることを要する。

なお、当該従業員は、日本国籍を有する者には限られないが、外国籍の者の

場合には、特別永住者又は居住資格をもって在留する者であることを要する。

- ② 「5名以上いること」とは、必ずしもその施設の営業時間中に常時出演先に勤務していることを求めるものではなく、客の入店状況により自宅等において待機している者がいる場合であっても、従業員として5名以上が確保されていればよい。

(エ) 基準1号ハ(2)の風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設については、立証資料として次の①及び②の機関ごとに文書の提出を求め、その信ぴょう性を関係者から聴取したり、実地調査をする等により、芸能人が客の接待に従事するおそれがないと認められることを確認する。

① 興行契約機関

外国人芸能人の適正な活動を確保する意欲を有し、次の事項について誓約する旨の文書が提出されていること。

- a 興行契約を締結しようとする外国人芸能人に、出演施設において、「興行」の在留資格で認められた活動に該当しない客の接待に従事する活動等を一切行わせないこと。
- b 地方局等又は出張所による外国人芸能人の在留実態に関する調査が任意調査の形で実施された際には、当該調査に対して協力すること。

② 出演施設

a 外国人芸能人の適正な活動を確保する意欲を有し、次の事項について誓約する旨の文書が提出されていること。

(a) 興行契約を締結しようとする外国人芸能人に、出演施設において、「興行」の在留資格で認められた活動に該当しない客の接待に従事する活動等を一切行わせないこと。

(b) 地方局等又は出張所による外国人芸能人の在留実態に関する調査が任意調査の形で実施された際には、当該調査に対して協力すること。

b 外国人芸能人の適正な活動が確保されるよう次に掲げる体制がとられていること。

入場客に対し、外国人芸能人の公演内容、公演日程及び外国人芸能人がホステス等として客の接待には従事しないことについて周知する方策がとられていること。

(注) この場合、周知の方法については問わないが、例えば、出演施設の入口又は出演施設内部の見やすい場所に前記の内容が客の十分認識できるような形で掲示等により表示されており、写真等によりそのことが確認できるような場合には、「周知する方策がとられている」と認められる。

(オ) 申請書の「従業員数」欄の記載及び立証資料の「従業員名簿」により、基準1号

ハ(5)の要件に適合していることを確認する。

なお、「当該施設の従業員の数が5名以上であること。」については、出演施設の営業時間中に常時5名以上勤務していることをいう。また、当該従業員は、日本国籍を有する者には限られないが、外国籍の者の場合には、当該業務に従事することができる在留資格をもって在留する者であること又は特別永住者であることを要する。

なお、ここでいう「従業員」とは、基準1号ハ(2) iと同様に出演施設を運営する機関が直接雇用するものであることを要する。また、風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設における「専ら客の接待に従事する従業員」も含まれる。

(カ) 申請書の舞台面積欄及び控室面積欄の記載と立証資料の「図面」及び「写真」により、基準1号ハの(3)及び(4)に適合していることを確認する。

(注) ① 「舞台」については、以下の点に留意する。

- i 出演施設等には興行が十分に行われ得るための舞台装置等が完備されていることが必要である。また、興行に当たっての振り付け、衣装、照明等の担当者があらかじめ決められているなど、演出的要素が必要であり、その日程・内容も事前に明確に決められていることが必要である。
- ii 舞台と認められるためには、客席との間に段差を設けることまでは必要ないが、公演が実際に行われる区域と客席とが明確に区分されている必要がある。

② 「出演者用の控室」については、以下の点に留意する。

- i 例えば、ロッカー、鏡、いす等の備品を備え、出演者が更衣、休憩するのにふさわしい機能を有するものをいう。
- ii 出演者が5名を超える場合の控室については、9平方メートルに5名を超える人数1名につき1.6平方メートルを加えた面積以上の出演者用の控室を出演施設が有している必要があることが規定されている。

控室は出演施設内にあるのが原則であるが、例外として、同一建物内に控室が確保できない場合にあっては、適正な公演が実施できる範囲内において同一建物内又は近接する建物に控室を設置できる。例えば、出演者が5名を超える場合について、近接する建物に設置しても差し支えなく、複数の部屋を使用してこれらの部屋の合計面積をもって控室の面積とすることも可能である。

なお、追加して控室を設置する場合でも、当該控室は、原則として出演施設と同一建物内の外部の目にとまることなく舞台との間の移動ができる場所になければならない。ただし、「外部の者の目にとまることな

く」とは控室が近接した建物等に追加して設置されている場合に、それに合理性があれば、一切外部の目にとまることなく移動するという物理的に不可能なことまでも強いるものではない。

二 申請人が演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当していること。

イ 我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人が主催する演劇等の興行又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校において行われる演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ロ 我が国と外国との文化交流に資する目的で国、地方公共団体又は独立行政法人の資金援助を受けて設立された本邦の公私の機関が主催する演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ハ 外国の情景又は文化を主題として観光客を招致するために外国人による演劇等の興行を常時行っている敷地面積10万平方メートル以上の施設において当該興行に係る活動に従事しようとするとき。

ニ 客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待をしない施設（営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの又は客席の定員が百人以上であるものに限る。）において演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ホ 当該興行を行うことにより得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が1日につき50万円以上であり、かつ、15日を超えない期間本邦に在留して演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

(1) 基準2号について

ア 要件の内容

演劇等の興行に係る活動に従事する場合は、原則として基準1号の各要件に適合しなければならないが、例外として2号のイからホまでのいずれかに該当するときは、例外として基準1号の各要件に適合することが求められない。

基準2号のイからホまでに掲げる興行に係る活動は、公的機関が主催するもの又はその資金援助があるもの、音楽学校等における教育的な活動に基づく興行、テーマパーク、コンサートホール等における興行で、これらの活動については、違法活動の発生のおそれが少なく、適正な活動が期待できるものであることから、基準1号に該当する興行に係る活動について定められているような要件に適合することを求められていない。

イ 用語の意義

(ア) 基準2号イの「我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」

日本放送協会等のいわゆる特殊法人をいう。

(イ) 基準2号のイ及びロの「主催する」

「中心となってあることを催すこと」であるが、具体的には、当該興行を主体的に企画・運営することをいう。他の機関との共催も含まれるが、単なる「後援」や「協賛」の場合は、主催するとはいえない。

(ウ) 基準2号イの「(学校等)において行われる」

場所的な意味であり、学校等が主催するものに限られず、例えば、学園祭など学校が主催するものではない興行で学校の施設において行われるものも含まれる。他方、学校等が主催する興行であっても、当該学校等の敷地や施設以外の場所・施設において行われる場合は、これに該当しない。

(エ) 基準2号ロの「資金援助を受けて設立された」

資金援助が本邦の公私の機関の設立についてなされていることをいい、当該機関の主催する興行に対して資金を援助することではない。

(注) ① 我が国と外国との文化交流に資する目的で資金援助を受けて設立されたことの立証が確実になされていれば、援助を受けた資金の額は問わない。ただし、実際に設立に要した資金の額に比して援助額が極めて少額である場合や、そもそも設立に要した資金が異常に少額であるときは、合理的理由があることが必要である。

② 国又は地方公共団体の資金援助を受けて設立された機関であっても、特に公益法人としての設立許可等を受けていないいわゆる任意団体については、活動内容や活動実績から、適正な運営がなされているかについても審査する。

(オ) 基準2号ハに該当する施設

外国の情景又は文化を主題として観光客を招致する敷地面積10万平方メートル以上のいわゆるテーマパークをいう。

施設を運営する機関との契約に基づいて行うか否かを問わず、当該施設において行われる興行に係る活動に従事しようとする場合は、基準2号ハに該当する。

(カ) 基準2号ニの施設

劇場やコンサートホールなどのほか、屋外の施設も含まれる。

劇場やコンサートホールでは、客席部分と区分されたロビーなどに自動販売機や売店がある場合が多いが、客がこれらで購入した飲食物を自ら客席に持ち込んで飲食しても、客席において飲食物を提供することには当たらない。他方、例えば、客

席と一体性のある場所にバーカウンターを設けて飲食物を提供する場合は、客席において飲食物を提供することに当たる。また、施設への入場料と飲食料金が区別されている場合のほか、入場料に飲食料金が含まれている場合も、飲食物を「有償で」提供することに当たる。

(注) 設備を設けて客に飲食させる営業（いわゆる飲食店営業・喫茶店営業）を営む飲食店や客の接待をしたり、飲食をさせる風俗営業店は、二に該当しない。

① 「営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの」

国・地方公共団体や公益法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人などが運営主体となっている施設をいう。運営主体が非営利目的の機関であることが必要であり、施設が非営利目的のものであっても、運営主体が営利目的の機関である場合は二に該当しない。

② 「客席の定員」

劇場など多数の観客を集めるような建築物について、建築基準法による建築確認、消防法上の防火設備の設置基準との関係で各施設毎に定められている収容定員で客席部分に係る数値をいう。

客席数は、原則として固定された座席の数をいう。申請時に提出される興行を行う施設の概要を明らかにする資料に記載されている客席数は、通常、固定された座席の数であると考えられるが、施設によっては長いすや枱席のような形のものもある。この場合、建築基準法・消防法いずれの手續においても、一定の計算式により利用可能な客の数を算出することとなっており、これらの合計が当該施設の客席数となる。

なお、客席が明確にされていない屋外施設の場合は、収容定員によることとなる。

(注) バスケットボール試合のチアリーディングについて、出演施設がこれに該当することから、基準2号二の要件に適合するとした事例がある。

(キ) 基準2号ホ

高額報酬を受け、かつ、ごく短期間我が国に滞在して行う著名な歌手等の興行（ホテルのディナーショーなど）を対象としており、飲食物の提供又は客の接待を伴う施設において行うもので差し支えない。

ア 「団体で行う興行」

2名以上の者が出演する興行をいい、個々の外国人が受ける報酬の額にかかわらず、当該団体が受ける報酬の総額が1日につき50万円以上であれば足りる。

イ 「15日を超えない期間本邦に在留して」

申請に係る興行を行うために我が国に上陸してから出国するまでの期間、すなわち、実際の公演期間にその前後の移動や準備に要する期間を合わせた我が国で

の滞在期間全体が15日以内であることを要する。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書の「興行又は芸能活動の内容」欄の記載により、申請人の活動が基準2号に該当するものであること及び「適用される基準の区分」が基準2号のイからホまでのいずれであるかを確認する。

(イ) 申請書の「就労予定期間」欄の記載が下記5に適合することを確認する。

(ウ) 申請書の「主催者、招へい者又は雇用者」の(1)～(5)、「出演日程～代表者名」欄の記載内容により、基準2号のイからホまでのいずれかに該当することを確認する。

なお、立証資料のうち、出演施設及び運営機関に関するもので、公開の資料により明らかになっているものや公的機関、学校等に関するものは、施行規則に定める資料の提出を求めることを要しない。

(エ) 「興行」の在留資格が認められるためには、当該外国人自身が公演の実施によって相応の対価が得られる程度の能力や資質等を有していること及び相応の報酬が支払われることが必要であり、この点について、申請書の「報酬」欄の記載を確認する。

したがって、基準2号に該当するものとして行われた申請であっても、例えば、外国人本人の過去の活動歴等からみて申請に係る興行活動を行うに足りる能力や資質等を有していること、滞在費を含めて興行活動を行うための費用が明確であること、公演スケジュールや内容が具体的かつ明確であることが必要である。

(注) 興行活動を行うに足りる能力や資質が認められず、興行活動を行うための費用や公演内容等が明確でないものは、基準2号に該当する興行活動に従事するという申請内容そのものに疑義があるものとして、必要に応じて他の立証資料を求めるなど、慎重な審査を行うこととする。

三 申請人が演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

(1) 基準3号について

ア 要件の内容

(ア) 興行に係る活動のうち演劇等を除くもので、当該興行に係る活動により受ける報酬が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であるものがこれに適合する。

(注) ① 本人への報酬が入場料収入から支払われるものやプロ資格を有するものが演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事する場合が基準3

号に該当する。

- ② 本邦において行われる国際的な試合に参加するプロ選手が外国において受ける報酬もここにいう報酬に含まれる。

(イ) 活動が興行の在留資格に当たるか、他の「特定活動」や「短期滞在」の在留資格に該当するかが問題となる多くの場合は、基準3号に規定する演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動である。

例えば、団体競技の場合、興行を行うことを目的とし、興行収入（スポンサー収入を含む。）で運営されているチームに所属する選手については「興行」に該当するが、実業団チームのように企業の広告塔としての活動の対価として会社から選手に報酬が支払われる場合には、専らチームにおける選手としての活動が予定されるプロ契約を行っているものを除き、原則として「特定活動」の在留資格に該当する。

(ウ) 監督、コーチ、トレーナーなど選手と一体不可分な関係にある者も興行に係る活動に該当する。しかし、例えば、マーケティング関係の業務に従事する者の場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する場合がある。

(エ) 「興行」の在留資格に該当するとして取り扱っているものには以下の例がある。

- ① 日本プロ野球機構に所属する12球団の1軍及び2軍登録選手
- ② 地区独立リーグに所属する野球選手
- ③ Jリーグ（J1及びJ2）に所属するサッカーチームの選手

(注) JFLに所属するチームについては、上記（イ）を参照。また、サッカーには「ホペイロ」と呼ばれる選手の身の回りの世話や、練習の準備を迅速に行う者がおり、一定の経験が必要であること、選手に対するアドバイスなども行っていることから、「興行」の在留資格に該当する。

- ④ フットサルにはFCリーグの組織があり、現在プロリーグとしての評価はできておらず、上記（イ）により一部チームの選手について「興行」の在留資格が認められているものがある。
- ⑤ バスケットボールで「興行」の在留資格に該当する取扱いを行っているものとしてはBJリーグがある。
- ⑥ アイスホッケーのリーグは廃止されているが、アジア各国9チームで「アジアアイスホッケーリーグ」が創設され、日本国内では4チームが加盟している。これらのうち2チームがプロチームとしてあり、そのチームの選手を「興行」の在留資格に該当するものとして取り扱っている。
- ⑦ 個人競技では、ゴルフトーナメントに出場するプロ選手、大相撲力士（財団法人日本相撲協会から力士として証明されている者で、番付を問わない。）、興行として行われる試合に出場するボクシングプロ選手、総合格闘技選手、プロレス選手などがある。

(オ) サーカスとしての活動は、基準3号に該当する。

イ 用語の意義

「演劇等（注：演劇，演芸，歌謡，舞踊又は演奏）の興行に係る活動以外の興行」とは、以下の活動が該当する。

(ア) 興行として行われるスポーツの試合

(イ) 興行として行われるその他の試合，コンテスト等（例えば，チェス大会，ダンス選手権等）

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書の「興行又は芸能活動の内容」欄の記載により，申請人の活動が基準3号に該当するものであること及び「適用される基準の区分」欄の記載が基準3号であることを確認する。

(イ) 申請書の「就労予定期間」欄の記載が下記5に適合することを確認する。

(ウ) 申請書の「報酬」，「グループ人数」，「主催者，招へい者又は雇用者」欄の記載内容が，基準3号に適合していることを確認する。

（注）上記2（1）（注）の「出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者」についても，基準3号に適合することを要する。

(エ) 立証資料のうち，出演施設及び運営機関に関するもので，公開の資料により明らかになっているものは，施行規則に定める資料の提出を求めることを要しない。

四 申請人が興行に係る活動以外の芸能活動に従事しようとする場合は，申請人が次のいずれかに該当する活動に従事し，かつ，日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると。

イ 商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ 放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ 商業用写真の撮影に係る活動

ニ 商業用のレコード，ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

(1) 基準4号について

ア 要件の内容

(ア) 基準4号は，興行の形態で行われない芸能活動に係る基準を定めたものである。

次のいずれかの活動であって（重複する場合もあり得る。），当該芸能活動により受ける報酬が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であるものが適合する。

① 商品や事業の宣伝に係る活動

② 番組・映画の出演・製作等に係る活動

③ 商業用の写真撮影に係る活動

④ CD等への録音・録画を行う活動

(注)「興行に係る活動以外の芸能活動」にも、いわゆる外国人が芸能活動を行うに当たってその存在が必要不可欠な者の活動が含まれる。また、ファッションショーにおけるデザイナーや映画監督などのように、当該活動が独立して行い得るものであれば、それ自体「興行」の在留資格に該当する。

なお、本邦の公私の機関との契約があることは不可欠ではない(第1の2(2)(注)参照)。

(イ) プロモーションビデオ撮影のために外国の歌手等が来日する場合、本邦の企業等から報酬を受け取らないものであっても、専属契約により本邦での活動により報酬が発生するのであれば、「短期滞在」の在留資格に該当せず、「興行」に該当する。

(ウ) 展示会、物産展等において、外国の製品等の実演を行う活動は「興行」の在留資格に該当する。

(エ) プロの写真家や画家が写真又は絵画の展示会・即売会において宣伝を行う活動は「興行」の在留資格に該当する。

(オ) 本邦で歌手等に師事したいとする者の場合に、専らレッスンをを行い公演が予定されていないようなケースは「興行」の在留資格に該当しない。

(カ) 映画の宣伝のために来日する者のセレモニーへの参加や舞台挨拶等の活動は、「短期滞在」の在留資格に該当する。

イ 用語の意義

(ア) 商品又は事業の宣伝に活動

ファッション・ショーに参加するファッション・モデルとしての活動、報酬を受けて行うデザイナーとしての活動などが該当する。

(注)「興行」の在留資格に該当するデザイナーとしての活動は、芸能活動として行われるショー等を行う上で重要な役割を担う者としての活動である。

(イ) 番組・映画の製作等に係る活動

制作に従事する監督、技術者等のみではなく、番組・映画に出演する芸能人、俳優、歌手等としての活動もこの活動に含まれる。

(ウ) 商業用写真の撮影に係る活動

ファッション雑誌等のモデルとしての活動などが該当する。

(エ) CD等への録音・録画を行う活動

歌唱、音楽のみでなく、外国語によるCD等への録音が含まれる。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書の「興行又は芸能活動の内容」の記載により、申請人の活動が基準4号に該当するものであること及び「適用される基準の区分」が基準4号であることを確

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(5) 興行契約機関の労務管理能力

契約機関と芸能人が使用者と労働者の関係に立つ場合、当該興行契約機関は外国人芸能人に対する労務管理能力を有し、外国人芸能人による適正な興行活動の実施を十分に担保するものであることが必要である。

具体的には、外国人芸能人の適正な活動が確保されるよう次に掲げるような体制がとられていることが必要である。

ア 興行契約機関は、当該外国人芸能人が本邦において適正な興行活動に従事できるように取り計らう立場にあり、このような立場にふさわしい外国人芸能人の管理能力を有していなければならない。ここにいう外国人芸能人の管理とは、その能力・資質を確認した上で外国人芸能人と興行契約を締結し、外国人芸能人が同契約に基づいて適正な在留活動に従事するよう、外国人芸能人等の公演状況を把握し、興行活動に関し、当該外国人芸能人を指揮・監督することである。

イ 興行契約機関において外国人芸能人の公演状況を常態的に把握することができること。常態的に把握するとは、次に掲げる三つの要件がいずれも満たされていることをいう。

(ア) 公演が実施されている時間中、興行契約機関の従業員が週2回程度以上出演施設に向く等の方法により、外国人芸能人の公演状況等を適正に把握していること。

(イ) 携帯電話を持たせる、出演先の責任者の連絡先を把握しておく等適当な方法により、外国人芸能人及び出演施設との密な連絡体制が確保されていること。

(ウ) 担当者の待機等、外国人芸能人又は外国人芸能人の行う公演活動について法令上違反となる行為の判明等の問題が生じた場合に速やかに出演施設に赴いて適切な措置をとるための体制が整備されていること。

ウ 過去においてその興行契約機関が興行契約を締結した外国人芸能人について、虚偽申請、客の接待への従事等の違反行為がなかったこと。過去にこれらのことが地方局等又は出張所の調査により現認されている場合には、再発のおそれがないよう改善措置がとられていること。

(注1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[Redacted text]

(注2) 雇用等した外国人芸能人が所在不明となる等その管理下になくなった場合には、速やかに在留資格認定証明書交付申請又は在留期間更新許可申請を行った地方局等又は指定出張所に文書をもって届け出るとともに、当該外国人芸能人の所在確認に努める等適切な措置をとるよう指導する。

(注3) [Redacted text]

(注4) 「外国人芸能人の労務管理」とは、同人が適正な在留活動に従事し、その在留期間内に確実に活動を終了し出国するように、同人の公演状況等を把握することであって、いかなる意味においても外国人芸能人の身体を自由を制限する等の人権侵害行為とは全く異なるものであり、これらの人権侵害行為が一切容認されないことはいうまでもない。

(6) 出演施設

出演施設は、外国人芸能人による公演が十分に行われ得るための舞台装置等が完備されており、公開興行を実施するものとして適当であると認められること。また、公演に当たっての振り付け、衣装、照明等の担当者があらかじめ決められているなど、演出的要素があることが必要である。

(注1) [Redacted text]

(注2) [Redacted text]

(7) 公演日程等

外国人芸能人による公演日程・公演内容が、客の入りによってその時々を決まるという
ようなものではなく、事前に明確に定められたものであること。

(注) [Redacted]

(8) スポーツ選手の在留資格の区分

本邦の球団、クラブチーム等に所属する外国人スポーツ選手の在留資格については、外国人が、契約（雇用）に基づき本邦の公私の機関のために本邦においてスポーツ選手として活動することを目的として入国・在留する場合は、次により、在留資格「興行」又は「特定活動」（告示6号）の該当性を判断する。

ア 在留資格「興行」に該当するものとして取り扱うもの

(ア) 本邦の公私の機関がプロ選手としてスポーツの試合を行わせるために当該外国人と契約（雇用）したこと

(イ) (ア) の場合において、当該機関が、スポーツの試合を事業として行う機関であること

イ 在留資格「特定活動」の告示6号に該当するものとして取り扱うもの

(ア) 本邦の公私の機関が、興行を目的としてではなく、自社の宣伝や技術を競う目的で設けた当該機関内のクラブチームの出場するスポーツの試合に参加させるために、当該外国人と契約（雇用）したものであること

(イ) (ア) の場合において、クラブチームの所属機関が、スポーツの試合を事業として行っているものではないこと。

(ウ) 対象となる外国人

本件の対象は、本邦の公私の機関との契約（雇用を含む）により、当該機関のためにスポーツ選手として活動する目的で入国・在留する外国人であって、個人の資格で活動することとなる場合（プロのゴルフ、テニス等の選手が行う活動）及び他の在留資格に該当する場合を除く。

ウ 在外公館における国際スポーツ大会に係る査証の発給区分は以下の表のとおりであり、上陸審査において許可する在留資格の区分についても同表のとおりとする。

○団体競技

	国の代表チームとして参加	クラブ・チームとして参加	実業団チームとして参加
大会例	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック（含予選） ・世界選手権（ワールドカップ等）（含予選） ・アジア大会 ・国別対抗戦、親善試合 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ対抗戦 ・親善試合（クラブ対抗戦） ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界選手権 ・アジア大会 ・国別対抗戦 ・親善試合

賞金・報酬の有無	選手育成費等（選手に直接支払われるケースは少ない）	有（契約に基づく活動 — 生業）	—
プロ	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」 又は「短期滞在」	「興行」	—
アマチュア	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」 又は「短期滞在」	—	「短期滞在」

○個人競技

	国の代表チームとして参加	個人参加	
大会例	・オリンピック（含予選） ・世界選手権（ワールドカップ等） （含予選） ・アジア大会 ・国別対抗戦、 ・親善試合	・国際大会 ゴルフ・トーナメント テニス・トーナメント 格闘技（ボクシング、空手、レスリング等）	
賞金・報酬の有無	—	有	無
プロ	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」又は「短期滞在」	「興行」	「短期滞在」
アマチュア （含実業団選手）	「無査証（オリンピック、世界選手権、アジア大会）」又は「短期滞在」	「短期滞在」	

(9) 風俗営業許可のない飲食店の取扱い



(10) 風俗営業を営む施設の取扱い

ア 風営法上の営業施設に該当するか否かは、当該営業の許可を受けているか否かで形式的に判断されるものではなく、スナック、パブ等の名称にかかわらず、実際に客の接待をして客に飲食等をさせる営業を日常的に営んでいるものであるか否かにより実質的に判断されるものである。

イ 基準1号ハの各要件の適合性に疑義があるときは、風俗営業の許可を受ける際に公安委員会に提出した風俗営業許可申請書及び営業の方法の様式の記載内容等との照合により、申請内容の信ぴょう性を確認する。

(ア) 出演先の従業員名簿に管理者の記載があること。

(イ) 風営法第2条第1項第1号の施設の場合は、舞台とは別に「踊り場」が設けられているかを確認する。これが無い場合は、同法に抵触するおそれがある。

(ウ) 営業所の床面積が一致しているか。

(エ) 「常時当該営業所に雇用されている者」欄の人数が社交員名簿と一致しているか。

(オ) 「主たる派遣元」欄が興行契約機関になっていないか。興行契約機関である場合は、芸能人を派遣する可能性が高く、接客のおそれがある。

(カ) 「遊興の内容」欄に外国人芸能人による公演を行う旨の記載がなされているか。

(11) 支社・営業所等からの申請に対する取扱い等について

ア 支社・営業所等からの申請に対する取扱いについて

(ア) 支社・営業所等からの在留資格認定証明書交付申請については、支社・営業所等の所在地を管轄する地方局等において申請を受け付け、審査するものとする。この場合において、支社・営業所等からの管轄外の出演施設での興行に係る申出は当該支社、営業所等が人事管理を行うに足る組織を有する場合を除いて受け付けることなく、本社において行うよう指導する。ただし、本社から支社・営業所等の管轄区域内の出演先に出演させたいとしての申出があった場合は、これを受け付け審査するものとする。

(イ) [Redacted]

(ウ) [Redacted]

イ 取扱い上の留意点

(ア) [Redacted]

(注) [Redacted]

(イ) [Redacted]

① [Redacted]

(注) [Redacted]

②

6 立証資料

(1) 在留資格の決定の場合

ア 演劇等に係る活動を行おうとする場合（イに該当する場合を除く。）

(ア) 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書

(注) 公的機関が発行する「資格証明書」については、基準適合性を認定する資料とはならないが、提出があった場合には、参考資料として受け付けて差し支えない。

(イ) 興行契約機関の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）、直近の損益計算書の写しその他の興行契約機関の概要を明らかにする資料

(ウ) 興行を行う施設の概要を明らかにする資料

- ① 営業許可書の写し
- ② 施設の図面
- ③ 施設の写真

(エ) 興行に係る契約書の写し

(注) 興行契約書のほか、興行契約機関と出演施設を運営する機関との出演に関する契約書等も含む。

(オ) 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

(注) 契約書以外の文書で、活動の内容、期間、地位及び報酬の記載されているものをすべて含む。

特に報酬を証する文書については、報酬の支払い時期及び支払い方法を明示した文書を提示させ、また、報酬から控除される費用や報酬受領後に支払うべき費用が予定されている場合には、その額及び算定根拠を明示し、申請人が了承していることを明らかにする資料を提出させること。

(カ) 興行契約に基づいて演劇等の興行に係る活動を行おうとするときは、次に掲げる資料

① 興行契約機関の経営者及び常勤の職員の名簿

(注) 名簿には以下の項目が記されていること。

- a 氏名（漢字及びフリガナを正確に記載したもの。氏名に漢字を用いない外国人の場合は、母国語による表記及びアルファベット）
- b 性別
- c 生年月日
- d 現住所

- e 本籍（外国人の場合は国籍）
- f 在留カード番号，在留資格及び在留期限（外国人の場合）
- g 当該機関における職務上の地位，業務内容

- ② 興行契約機関の経営者及び常勤の職員が基準省令第1号ロ（3）に掲げる者のいずれにも該当しないことを興行契約機関が申し立てる書面

（注）書面の様式については、「第3章様式」を参照。

- ③ 興行契約機関が過去3年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書

（注）該当する興行契約に係る契約書の写しのほか，例えば次の文書により確認することとする。

- a 当該外国人が報酬を受けたことを証する領収書，銀行口座への振込記録
- b 給与台帳等報酬を支払ったことを証する会計帳票
- c 非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）等の納税関係書類
- d 決算書（特に，販売費及び一般管理費の表）及び法人税申告書（特に，役員報酬手当等及び人件費の内訳書の表）

（キ）出演施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の次に掲げる資料

- ① 運営機関の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの），直近の損益計算書の写しその他の運営機関の概要を明らかにする資料

- ② 運営機関の経営者及び出演施設に係る業務に従事する常勤の職員の名簿

（注）名簿には以下の項目が記されていること。

- a 氏名（漢字及びフリガナを正確に記載したもの。氏名に漢字を用いない外国人の場合は，母国語による表記及びアルファベット）
- b 性別
- c 生年月日
- d 現住所
- e 本籍（外国人の場合は国籍）
- f 在留カード番号，在留資格及び在留期限（外国人の場合）
- g 当該機関における職務上の地位，業務内容

- ③ 運営機関の経営者及び出演施設に係る業務に従事する常勤の職員が基準省令第1号ハ（6）に掲げる者のいずれにも該当しないことを運営機関が申し立てる書面

（注）書面の様式については、「第3章様式」を参照。

（ク）その他参考となるべき資料

- ① 公演日程表
- ② 公演内容を知らせる広告・チラシ等

イ 基準省令第2号イからホまでのいずれかに該当する場合

- (ア) 招へい機関の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）、直近の損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料
- (イ) 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書
- (ウ) 興行を行う施設の概要を明らかにする資料
 - ① 営業許可書の写し
 - ② 施設の図面
 - ③ 施設の写真
 - ④ 従業員名簿
- (エ) 興行に係る契約書の写し
- (オ) 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

(注) 契約書以外の文書で、活動の内容、期間、地位及び報酬の記載されているものをすべて含む。

ウ 演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動を行おうとする場合

- (ア) 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書
- (イ) 招へい機関の概要を明らかにする資料
 - ① 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ② 直近の損益計算書の写し③
 - ③ 従業員名簿
- (ウ) 興行を行う施設の概要を明らかにする資料
 - ① 営業許可書の写し
 - ② 施設の図面
 - ③ 施設の写真従業員名簿
 - ④ 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ⑤ 直近の損益計算書
- (エ) 招へい機関が興行を請け負っているときは請負契約書の写し
- (オ) 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
 - ① 雇用契約書の写し
 - ② 出演承諾書の写し
 - ③ 上記①又は②に準ずる文書
- (カ) その他参考となる資料
 - ① 興行日程表
 - ② 興行内容を知らせる広告・チラシ等

エ 興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合

(ア) 芸能活動上の業績を証する資料

所属機関の発行する資格証明書又は経歴証明書、レコードジャケット、ポスター、雑誌、新聞の切り抜き等で、芸能活動上の業績を証するもの

(イ) 次のいずれかで、活動の内容、期間及び報酬を証する文書

- ① 雇用契約書の写し
- ② 請負契約書の写し
- ③ 上記①又は②に準ずる文書

(ウ) 次のいずれかで受入れ機関の概要を明らかにする資料

- ① 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- ② 直近の損益計算書
- ③ 案内書
- ④ 上記①から③までに準ずる文書

(2) 在留期間の更新の場合

ア 次のいずれかで、活動の内容及び期間を証する文書

- (ア) 在職証明書
- (イ) 雇用契約書の写し
- (ウ) 上記ア又はイに準ずる文書

イ 興行に係る契約書の写し

ウ 次のいずれかで、収入及び納税額を証する文書

- (ア) 住民税又は所得税の納税証明書（総所得が記載されたもの。）
- (イ) 源泉徴収票
- (ウ) 確定申告書の写し
- (エ) 上記アからウまでに準ずる文書

エ その他参考となるべき資料

(ア) 前回の申請時から出演施設等に変更が生じた場合は、変更後の出演施設等の概要を明らかにする資料

(イ) 上陸基準省令1号に該当する興行に係る活動を行おうとする者からの申請に際し、興行契約機関が過去3年間に締結した興行契約に基づく報酬の支払を証する文書については、在留資格認定証明書交付申請時に確認することを原則とし、在留期間更新申請に際しては特に必要があると認める場合以外は立証資料の提出を求めることを要しない。

7 在留期間

在留期間	運	用
------	---	---

3年	1年を超えて安定的に興行活動を行う場合など、興行の形態からいって「3年」の在留期間で許可することが適当と認められる場合
1年	6月を超えて興行活動を行う場合など、興行の形態からいって「1年」の在留期間で許可することが適当と認められる場合（6月を決定する場合の②に該当するものを除く。）
6月	①活動期間が3月を超え6月以下の場合（②を除く。） ②基準省令第1号に適合する場合（1年の期間を決定する場合を除く。）で、興行契約機関について、過去1年間に外国人芸能人の労務管理等に問題が生じておらず、十分な管理を行うことが期待されるもの（活動期間が3月を超え6月以下のものに限る。）
3月	3年、1年、6月又は15日の在留期間を決定する場合を除くもの
15日	基準省令第2号ホに適合する場合

【留意事項】

基準省令1号に適合する場合の在留期間の決定について

① 在留期間「6月」の決定について

後記第2の6「違反等の問題が生じた場合の取扱い」の（2）「具体的措置例」アからクまでに記載される問題又はこれに準ずると思料される問題が過去1年間に生じていない機関に興行契約により雇用等され、かつ、活動期間が3月を超える場合に「6月」を付与する。

活動期間に係る疎明資料については、3月を超える期間の活動内容を証明する契約書等を提出させることとし、また、期間中に出演施設の変更等があった場合には必ず報告するよう興行契約機関を指導する。

② 在留期間「3月」の決定について

以下の場合に「3月」を付与することとする。

- i 活動期間が3月以内の場合
- ii 前記①の問題が生じたものの、「違反行為等の問題が生じた場合の興行契約機関に対する改善指示」等により改善措置が講じられたものと認められる場合
- iii 従来興行契約の主体となることがない機関との間で、新規に興行契約により雇用等される場合

③ 表の「運用」の項の「過去1年間に外国人芸能人の労務管理等に問題が生じておらず、十分な監理を行うことが期待される場合」の取扱い

i

ii

④ 在留期間更新申請の審査における留意点

原則として期間更新許可を認めない案件

i 表の「6月」の項の「運用」の欄の②に該当するもの

ii 表の「3月」の項の「運用」の欄に該当するものであって、入国の日から通算して6月を超えることとなるもの

iii 表の「15日」の項の「運用」の欄に該当するもの

第2 応用・資料編

1 在留資格「興行」に関する資格外活動の考え方

(1) 客席等において客の接待に従事する行為や接待以外の接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為は、興行に係る活動とは言えず、従って、法上、「興行」の在留資格に属する活動でなく、これらの行為が報酬を伴ったもの（公演に対する報酬として支払われる賃金にこれらの行為の報酬が黙示的にであっても含まれている場合を含む。）と認められる場合には、資格外活動に当たる。

(2) 外国人芸能人として入国・在留しているにもかかわらず、実際には公演等に従事することなく、「客席等において客の接待に従事する行為」、「接待以外の接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為」に従事していた場合は、それが自発的意思に基づくものか興行契約や出演施設からの求めに基づくものであるかを問わず、「興行」の在留資格では認められていない活動を行っていたものと判断され、これらを専ら明らかに行っていたときは、資格外活動として、通常、退去強制及び罰則の対象となる。

また、公演は行っているものの、公演の開始前、終了後又は幕間の時間帯において「客席等において客の接待に従事する行為」、「接待以外の接客、配膳その他店舗の営業に係る雑用に従事する行為」に従事していた場合であっても、これらの行為が報酬を伴ったものと認められる場合（公演に対する報酬がこれらの行為の存在を前提として支払われている場合を含む。）には、資格外活動として、通常、罰則の対象となるほか、在留期間の更新の申請において、更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無について審

査する際の消極的要素を構成する。

(3)

(4) 歌唱や舞踊などの公演が現に行われている最中又は開演直前・終演直後の時間帯に客から花束やチップをもらう行為、握手あるいは簡単なあいさつを交わす行為等儀礼にわたるものと認められるものは、社会通念上、公演そのものに付随する行為として興行の在留資格に係る活動に含まれるものである。

2 興行と不可分な関係にある活動について

(1) 「興行に係る活動」の考え方

「興行」の在留資格で想定される活動には多種多様な活動形態があるが、ショーに出演する手品師のように単独で活動を行い得るものもあれば、サーカスのように、実際に公衆の面前で活動を行うピエロなどの他に、興行を裏で支える動物の飼育係員のようにスタッフ的な活動を行う者など、様々な役割を担う者の共同作業の結実した成果として興行活動が行われる場合もある。そして、このような場合には、その集合体全体の活動を「興行」活動として評価することが適当であり、「興行」の在留資格は、かかる場合に出演して活動を行う以外の者も「興行」の資格該当性があるものと評価し、受け入れることにしている。

具体的には、興行の形態で行われる活動については、サーカスの動物飼育係員、スポーツ選手のトレーナー等がこのような活動に当たる。また、興行の形態以外で行われる芸能活動については、映画や商業用写真の撮影を行うカメラマン、商業用レコードの録音技師などがこの従たる活動に当たる。

なお、当該活動が独立して行い得るものであれば、独立して行う商品の宣伝や放送番組の製作等に係る活動も、主たる活動として「興行」の在留資格に該当する。

(2) 「興行と不可分な関係にある活動」

「興行と不可分な関係にある活動」は、出演者と補助者の活動との間で「必要性」と「一体性」が認められることが資格該当性を認める要件になると解される。

なお、補助者の資格該当性は、この出演者との間の「必要性」と「一体性」により評価すれば足り、補助者の活動を単独で見た場合の活動内容（単純な活動か否か等）を問

う必要はない。

ア 「必要性」について

次の点を考慮に入れて検討するのが適当である。

(ア) 補助者の活動がなくては出演者の活動の遂行が困難であり、かつ、補助者の活動を行う者の代替が困難又は代替可能であってもその代償が大きいか

(イ) 必ずしも補助者の活動がなくとも出演者の活動の遂行は可能であるが、補助者の活動が出演者の活動の遂行に多大に貢献する関係が認められるか

イ 「一体性」について

出演者の活動が補助者の活動と時間的又は地理的に近接して行われることが必要であることをいうが、全く同一の時間帯、場所で活動が行われることまでを要するものではなく、出演者の活動と補助者の活動との関係で、社会通念上想定される範囲内の近接性が認められればよい。

ウ 事例

プロゴルフツアーに参加するために、「興行」の在留資格で外国人プロゴルファーが本邦に入国・在留する場合、その専属キャディーの資格該当性及びプロゴルファーが出国した後にキャディーが引き続き在留を希望した場合の取扱いは次のとおり。

キャディーが単にゴルフバッグを運搬し、クラブを渡すだけの作業を行うものだけでなく、技術的、精神的なアドバイスをを行い、マネージャー的業務なども行っている場合には、キャディーの存在なくして「興行」活動の遂行は困難であると認められ、かつ、当該キャディーは余人をもって代え難いと認められることから、「必要性」が認められ、また、キャディーが通常想定される専属キャディーとしての活動を行っている場合には、「一体性」も認められることとなる。

しかし、補助者の活動は、例えば「家族滞在」が扶養者たる在留者の存在を前提として認められるもので、扶養者たる在留者が出国等により存在しなくなった場合に「家族滞在」の資格該当性が失われるのと同様に、補助者の活動も出演者の活動を行う者が存在しなくなった場合には「興行」の資格該当性がなくなるものと解されるので、プロゴルファーが出国した場合などにおいて、キャディーだけが本邦に在留して「興行」活動を行うことは原則として認められない。ただし、このような場合であっても、新たに雇用主となる外国人プロゴルファーが現れ、当該ゴルファーの「興行」活動の遂行に当たって、「必要性」と「一体性」が認められれば、キャディーの「興行」の資格該当性は維持されるものと考えられる。

3 実態調査を行う上での留意事項

(1) 



ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]

エ [REDACTED]

オ [REDACTED]

(2) 外国人芸能人が接客行為等を強制されているなどの情報がある場合は、当該芸能人が人身取引の被害者である可能性も視野に、当該芸能人から直接事情聴取を実施するなど、慎重に対応する。

(3) 各種申請や実態調査に伴う各種照会には以下のようなものがある。

ア 風俗営業許可…管轄する都道府県公安委員会公安委員長

イ 飲食店営業許可…管轄する保健所長

ウ 水道…管轄する市区町村水道局

エ 電気…管轄する電力会社の支社担当部門

オ 納税関係…居住する市区町村長

(4) 興行契約機関の職員の常勤性を確認のため実態調査を行う場合は、当該職員について以下の内容を確認する。

① 出勤状況

② 賃金台帳

③ 源泉徴収簿（又は源泉所得税納付書）

④ 雇用保険・社会保険領収書の齟齬の有無（従業員10名以下の場合は、半年に一度の提出になることから延べ人数となる。）

(注) 職員の常勤性について、従来興行契約の主体となって外国人芸能人の入国のための手続を行ったことがない機関からの申請である場合、過去に問題を起こした興行契約機関からの申請である場合など特に必要と認めるときは、団体等に対して法的に義務が課せられている以下のような届出、加入等の事実を確認する。

なお、勤務時間が週30時間未満など短時間の労働時間の場合は、他の資料で常勤性を確認する。また、長期休暇を取得しているような場合は、そのことのみをもって常勤職員ではないとはならないが、その理由の真実性のほか、他の資料で常勤性を判断する。

① 社会保険への加入

被保険者証を提出しても保険料の控除がない場合は加入事実を確認する。この場合、必要に応じて、社会保険領収書を確認する。

② 雇用保険への加入

未加入であることのみをもって常勤職員ではないとはいえないが、他の資料により常勤性を確認する。加入事実がある場合であっても、必要に応じて雇用保険領収書を確認する。

③ 出勤状況の確認

出勤簿による出勤状況と出入（帰）国記録との矛盾の有無、各台帳間の齟齬の有無などにより、職員の常勤性を判断する。

なお、いわゆるマル給と呼ばれている「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写し）」については、従業員10名以下の場合は半年に1度（1月及び7月）の提出になるため、従業員数は延べ人数になり、給与支給額及び税額は半年間の総合計となる。

なお、設立間もない機関（会社）の場合は、法人税法148条に基づく法人設立届出及び所得税法230条による給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出が行われていることを確認する。

(5) 外国人芸能人の活動内容に関する評価は、実態調査時には行わない。すなわち、実態調査の状況に関する報告書、興行契約機関の説明、出演施設の説明、外国人芸能人からの聴取内容等（必ずしもこれらの事項のすべてを必要とする趣旨ではない。）を踏まえ、接待に当たる行為の有無、当該行為に対する報酬の有無等に基づき、資格外活動の有無を判断する。

(注) 外国人の出入国に関する処分及び行政指導は、行政手続法の適用除外とされているところ、興行契約機関やその職員に対する指導は、同法の適用除外に該当しない。また、外国人に対する行政指導であっても、出国を強制又は指導する権限はないことに留意すること。

4 違反行為等の問題が生じた場合の取扱い

(1) 具体的措置例

外国人芸能人による接客行為等の違反等が判明した場合における興行契約や出演先の取扱いについては、「再発のおそれがないよう改善措置がとられていること」が以後の許可の要件であり、逆に言えば改善措置が講じられていると認められれば許可することとされているため、違反等が認められた場合は、その違反等の態様を勘案の上、早急な改善措置を求めることとし、許可に際しては、実質的な改善措置が講じられているか否かを確認の上処理する（実質的な改善措置の有無については、必要に応じて実態調査を実施することにより、確認することとする）。

ア 風営法第2条第1項第1号に規定する施設を営む出演施設に5名以上の社交員が不

在であった場合

- (ア) [Redacted]

(注) 当該施設に出演中の外国人芸能人に対して出国を指導することはせず、興行契約機関に対して至急の改善を求める。

- (イ) [Redacted]
- (ウ) [Redacted]

イ 失そう者が発生した場合

- (ア) [Redacted]
- (イ) [Redacted]
- (ウ) [Redacted]

ウ 芸能人が接待等の資格外活動を行っていた場合

(ア) 実態調査において、接客等の資格外活動を行っている疑いが認められ、興行契約機関、運営機関若しくは出演施設の従業員等又は外国人芸能人からの聴取等により接客等の資格外活動が認められ、退去強制事由に該当すると思料される場合は、違反調査を担当する警備部門に通報する。

この場合、当該警備部門において退去強制手続をとらないとの連絡を受けたときは、興行契約機関に対し、必要に応じて当局で把握している事案の概要を説明し、改善を指導する。

- (イ) [Redacted]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(ウ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

エ 出演施設が不法就労者を雇用していた場合

当該出演施設に出演中の外国人芸能人に資格外活動の違反が認められない場合で、基準省令に適合する新たな出演施設に出演するための興行契約機関との契約が締結されたときは、出演先の変更を認める。

オ 申請と異なる出演先に外国人芸能人を出演させていた場合

(ア) 外国人芸能人に接客等の問題が認められないこと、興行契約機関との契約に基づきショーを行っていること及び出演施設が基準省令に適合することが確認された場合は、事前に地方局等の承認を得るよう指導した上で、当該施設での出演を承認することができる。

(イ) 上記(ア)に該当しない場合は、上記ウに該当する場合を除き、契約に基づく出演施設において出演するよう指導する。

カ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

なお、当該逮捕等された事実に関する行為が基準1号口(3)の(i)から(iv)までのいずれかに該当すると認められる場合は、下記5による。

キ 控室又は舞台として申告されていた場所が基準を満たしていないことが判明した場合

当該施設を運営する機関に対して速やかに改善するよう指導するとともに、当該施設に出演中の外国人芸能人については、施設の設備が改善されるまで当該施設において公演を行わないよう指導する。

(注) 虚偽申請であることが確認された場合は、外国人芸能人の在留資格の取消し事由に該当するとともに、下記5の不正行為事由に該当することとなる。

ク 外国人芸能人が入管法以外の罪により逮捕された場合

興行契約機関に対して事案の内容の報告を求める。

5 不正行為事由の適用

外国人が演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合の基準第1号口又はハにおいて、興行契約機関又は運営機関の経営者又は常勤職員(以下「経営者等」という。)に係る要件として、人身取引等に関与していないこと、過去5年間に不法就労助長行為を行っ

たことがないこと及び過去5年間に興行活動に関し虚偽申請を行ったことがないこと等の規定が設けられている。これらの規定の適用について、留意すべきポイントは下記のとおり。

(1) 不法就労助長行為

ア 興行契約機関（興行契約を結んだ招へい機関）の経営者等

興行契約機関の経営者等が以下のいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた事実が判明したときは、当該事実から5年を経過するまでは、当該機関を興行契約機関とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

(ア) 不法就労活動をさせること。

(イ) 不法就労活動をさせるために自己の支配下に置くこと。

(ウ) 業として不法就労活動をさせる行為又は不法就労活動をさせるために自己の支配下に置く行為に関しあつせんをすること。

イ 出演施設の運営機関の経営者等

運営機関の経営者等が上記ア（ア）から（ウ）までのいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた事実が判明したときは、当該事実から5年を経過するまでは、当該機関を興行契約機関とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

ウ 上記ア及びイの不法就労助長行為の事実認定に当たっては、調査官が現認しただけではなく、複数の関係者（身分事項を確認）から証言をとる等、慎重な調査を行う。

(2) 虚偽申請

ア 興行契約機関の経営者等

興行契約機関の経営者等が興行契約機関の事業活動に関し、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印等、特例上陸の許可、在留関係の許可又は在留特別許可（以下この節において「許可等」という。）を受けさせる目的で、次のような行為を行ったときは、当該行為から5年を経過するまでは、当該機関を興行契約機関とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

なお、「虚偽」と言えるためには、当該経営者等が故意に虚偽文書を作成・行使したことが必要であり、過失により内容が事実と異なる文書を作成・行使した場合は、基準不適合とはならないことに注意する。

(ア) 文書若しくは図画を偽造したこと。

(イ) 文書若しくは図画を変造したこと。

(ウ) 虚偽の文書若しくは図画を作成したこと。

(エ) 偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書図画を行使したこと。

(オ) 偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書図画を所持したこ

と。

(カ) 偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書図画を提供したと。

(キ) (ア) から (カ) までの行為を唆し、若しくは助けたこと。

(注) 具体的には次のような行為が該当する。

- ① 実際は当該人物が「外国人の興行に係る業務について通算して3年以上の経験」を有していないにもかかわらず、そのような「経営者又は管理者がいる」旨の説明文書を提出したとき。
- ② 実際は当該職員を当初から雇用していないにもかかわらず、「5名以上の職員を常勤で雇用している」旨の説明文書を提出したとき。
- ③ 実際の出演施設と異なる別の出演施設に外国人芸能人を当初から出演させるとして、書類（興行契約書や請負契約書の写し等）を提出したとき。
- ④ 外国人芸能人への報酬を適正に支払ったことを装うため、虚偽の決算書類を提出したとき。

イ 運営機関の経営者等

運営機関の経営者等が当該運営機関の事業活動に関し、外国人に不正に許可等を受けさせる目的で、上記ア（ア）から（キ）までのような行為を行ったときは、当該行為から5年を経過するまでは、当該機関の運営する施設を出演先とする在留資格認定証明書交付申請については、基準不適合となる。

なお、「虚偽」と言えるためには、当該経営者等が故意に虚偽文書を作成・行使したことが必要であり、過失により内容が事実と異なる文書を作成・行使した場合は、基準不適合とはならないことに注意する（ただし、(注) ①～④の例については、特段の事情がない限り、故意と認定するのが相当である。）。

(注) 具体的には次のような行為が該当する。

- ① 実際は当該従業員が当初から雇用されていないにもかかわらず、「専ら客の接待に従事する従業員（ホステス）が5名以上がいる」旨の説明文書を提出したとき。
- ② 実際は当該舞台等が存在しないにもかかわらず、「13平方メートル以上の舞台がある」、「出演者5名のために9平方メートル以上の控室を用意している」旨の説明文書を提出したとき。
- ③ 実際は当該従業員が当初から雇用されていないにもかかわらず、「出演施設の営業時間中に常時勤務している従業員が5名以上いる」旨の説明文書を提出したとき。
- ④ 実際は自分の経営する施設に当該外国人芸能人を出演させることはないにもかかわらず、「自分の経営する施設に出演させる」旨の説明文書（請負契約書の写

し等)を提出したとき。

(3) 不正行為の判断に当たってのその他の留意点

ア 上記(1)及び(2)の規定は、興行契約機関等の経営者等に係る欠格事由であるため、欠格事由に該当する経営者等が解雇等された場合には、基準不適合を理由に不交付処分をすることはできない。

イ 上記のような不正な行為があったときは、その旨及び基準省令に定める効果を、当該行為を行った者及びその者の所属する機関に対して十分に説明すること。

ウ 上記のような不正な行為を行ったことについて故意が認定できないときに改善を求めることは差し支えないが、改善報告を提出しないことや改善が行われていないことを理由として、標準処理期間を超えて交付その他の処分の実施を停止したり不利益処分を行うことはできない。

また、不正な行為があったか否か調査中であることを理由として、標準処理期間を超えて交付その他の処分の実施を停止することも認められない。

なお、従来、不利益処分をする際に散見された「(興行契約機関の)管理能力が認められない」との理由については、例えば、具体的に興行契約を締結している芸能人が資格外活動を行っていたことが確認されたが、興行契約機関がこれに関与していないことが判明した場合等に労務管理等が不十分であるとして、「接待に従事するおそれ」があるとの理由により不利益処分をする根拠とはなり得る。しかし、「管理能力」そのものは、基準省令にも要件として規定されておらず、これを理由として不利益処分をすることはできない。

(4) 不正行為認定の手續

ア 興行契約機関又は運営機関の経営者等が基準第1号ロ(3)又はハ(6)に掲げるいずれかの不正行為に該当すると認められる場合は、当該事案の概要、不正行為に該当するとの意見の根拠及び当該不正行為が行われたという事実の根拠となる資料とともに本庁(在留管理支援部在留管理課)に送付する。

イ 不正行為に認定するとの通知を受けた地方局等は、当該興行契約機関又は運営機関の代表者の出頭を求め、基準省令に適合しない条項及び適合しない期間の最終日を説明する。

ウ 上記イにより不正行為の認定及び通知を行った事実については、一覧表等に記載し、審査の資料とする。

6 興行に係る雇用等する者に関する関係機関からの照会への対応

(1)

(2)

(3)

(4)

【参考】接待について

警察庁の解釈基準は以下のとおり。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準（抄）

平成22年7月9日

警察庁生活安全局

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）（中略）等について必要な解釈及び運用の基準は、次のとおりとする。

第1～第3 略

第4 接待について（法第2条第3項関係）

1 接待の定義

接待とは、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」をいう。

この意味は、営業者、従業者等との会話やサービス等慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手を特定して3の各号に掲げるような興趣を添える会話やサービス等を行うことをいう。言い換えれば、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことである。

2 接待の主体

通常の場合、接待を行うのは、営業者やその雇用している者が多いが、それに限らず、料理店で芸者が接待する場合、旅館・ホテル等でバンケットクラブのホステスが接待する場合、営業者との明示又は黙示の契約・了解の下に客を装った者が接待する場合等を含み、女給、仲居、接待婦等その名称のいかんを問うものではない。

また、接待は、通常異性によることが多いが、それに限られるものではない。

3 接待の判断基準

(1) 談笑・お酌等

特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為は接待に当たる。

これに対して、お酌をしたり水割りを作るが直ちにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為は、接待に当たらない。

(2) 踊り等

特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、又は聞かせる行為は接待に当たる。

これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対し、同時に、踊り、ダンス、ショー等を見せ、又は歌若しくは楽器の演奏を聞かせる行為は、接待には当たらない。

(3) 歌唱等

特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子を取り、拍手をし、若しくはほめはやす行為又は客と一緒に歌う行為は、接待に当たる。

これに対して、客の近くに位置せず、不特定の客に対し歌うことを勧奨し、又は不特定の客の歌に対し拍手し、若しくはほめはやす行為、不特定の客からカラオケの準備の依頼を受ける行為又は歌の伴奏のため楽器を演奏する行為等は、接待には当たらない。

(4) 遊戯等

客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為は、接待に当たる。これに対して、客一人で又は客同士で、遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為は、直ちに接待に当たるとはいえない。

(5) その他

客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為は、接待に当たる。ただし、社交儀礼上の握手、酔客の介抱のため必要な限度で接触する等の行為は、接待に当たらない。

また、客の口許まで飲食物を差出し、客に飲食させる行為も接待に当たる。

これに対して、単に飲食物を運搬し、又は食器を片付ける行為、客の荷物、コート等を預かる行為等は、接待に当たらない。

第5～第9 略

第10 接客業務受託営業の定義について（法第2条第11項関係）

4 「客に接する業務」の意義

「客に接する業務」とは、客に接し、客にサービスを提供するなどの業務をいい、「接待」（法第2条第3項）に該当する行為を含む。

具体的な例として、次のような行為が挙げられる。

- ① 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと（接待）。
- ② 客の相手となってダンスをすること（①に該当するものを除く。）。
- ③ 談笑、お酌、水割りの調整等（①に該当するものを除く。）。
- ④ ダンス、ショウ、歌舞音曲等を見せたり、聞かせたりすること（①に該当するものを除く。）。
- ⑤ 客を客席等に案内すること。
- ⑥ 飲食物を客席に運搬すること。
- ⑦ 客から飲食代金等を徴収すること。
- ⑧ 客の手荷物等を客から預かること。

（⑨～⑬は略）

（当局注）④の行為は「興行」の在留資格に該当するものであるが、これ以外の行為は、たとえ公演が行われていてその幕間の時間帯に行われたものであっても、「興行」の在留資格に属する活動ではない。ただし、資格外活動に当たるとは限らない。

第11～第34 略